

令和5年第1回神奈川県議会定例会議案

(令和4年度 条例その他 その2)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 179 号 議 案	建設事業に対する市町負担金について	1

建設事業に対する市町負担金について

県で実施する建設事業に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。
既定の負担額を変更するもの

事業名	市町名	既定額	変更額
農村振興総合整備事業	綾瀬市	125 ^{千円}	1,375 ^{千円}
農地保全事業	小田原市	5,325	5,825
湛水防除事業	小田原市	5,908	21,650
〃	大井町	472	1,730
県営漁港整備事業	小田原市	26,850	32,850
〃	三浦市	23,375	33,875
相模川流域下水道事業	相模原市	177,218	187,502
〃	平塚市	78,695	83,273
〃	藤沢市	5,316	5,630
〃	茅ヶ崎市	60,824	64,346
〃	厚木市	78,721	83,299
〃	伊勢原市	11,971	12,666
〃	海老名市	42,526	44,989
〃	座間市	30,713	32,495
〃	綾瀬市	8,387	8,876
〃	寒川町	20,107	21,282
〃	大磯町	7,937	8,400
〃	愛川町	16,953	17,943
酒匂川流域下水道事業	小田原市	194,072	211,389
〃	中井町	436	465
〃	大井町	3,967	4,597
〃	松田町	4,313	4,684
〃	山北町	3,115	3,200
〃	箱根町	286,343	286,661

令和5年2月13日提出

(提案理由)

県が行う建設事業で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。